

令和 6 年

大和市議会第 2 回定例会議案書

目 次

ページ

報告第 2 号	令和 5 年度大和市繰越明許費繰越計算書について	1
報告第 3 号	令和 5 年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について	5
議案第 4 5 号	大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 4 6 号	物品購入契約の締結について	11
議案第 4 7 号	物品購入契約の締結について	12
議案第 4 8 号	物品購入契約の締結について	13
議案第 4 9 号	県央東部消防通信指令事務協議会への加入等について	15
議案第 5 0 号	令和 6 年度大和市一般会計補正予算（第 1 号） (別冊のとおり。)	

報告第2号

令和5年度大和市繰越明許費繰越計算書について

令和5年度大和市繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

大和市長 古谷田 力

令和5年度大和市繰越明許費繰越計算書

会計区分	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	行政事務執行管理事務	円 7,241,000	円 5,529,000
			コミュニティセンター施設整備事業	6,721,000	6,721,000
		3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳等各種届出事務	11,187,000	11,187,000
			諸証明交付事務	1,881,000	1,881,000
			戸籍システム維持管理事務	4,554,000	4,554,000
	3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業	1,107,078,000	700,459,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	30,303,000	30,292,000
		2 清掃費	塵芥収集車両等整備事業	8,850,000	8,850,000
	8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	92,000,000	92,000,000
		4 都市計画費	中央林間駅周辺まちづくり事業	12,000,000	12,000,000
	9 消防費	1 消防費	消防被服等貸与事務	5,601,000	5,390,000
	10 教育費	5 保健体育費	スポーツセンター施設大規模改修事業	104,610,000	73,610,000
	国民健康保険事業特別会計	1 総務費	1 総務管理費	被保険者資格管理事業	2,200,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
0	0	0	0	5,529,000
0	0	5,000,000	0	1,721,000
0	11,187,000	0	0	0
0	1,881,000	0	0	0
0	4,554,000	0	0	0
0	700,459,000	0	0	0
0	30,292,000	0	0	0
0	0	6,500,000	0	2,350,000
0	40,185,000	50,700,000	0	1,115,000
0	0	0	0	12,000,000
0	0	0	0	5,390,000
0	0	55,200,000	0	18,410,000
0	0	0	0	2,200,000

報告第3号

令和5年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和5年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

大和市長 古谷田 力

令和5年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左
						国庫補助金
			円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	管路整備費	310,434,000	163,587,486	133,297,000	31,650,000
		処理場整備費	1,001,292,000	709,316,700	67,722,000	19,805,000

の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	その他	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
101,500,000	0	147,000	13,549,514	0	国の第1次補正予算を財源とする工事について、年度内の完了が困難であるため繰り越したもの また、入札不調により年度内の完了が困難となり繰り越したもの
47,900,000	0	17,000	224,253,300	0	建設工事の委託先において、工事の進捗が遅れ、年度内の完了が困難となり繰り越したもの また、入札不調により年度内の完了が困難となり繰り越したもの

議案第45号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2、1の項中

「 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 」	を	「 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 戸籍関係情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
--	---	--	------

同表13の項中

「 障害者関係情報であって規則で定めるもの 」	を	「 戸籍関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
-------------------------------	---	---	------

同表27の2の項中

「 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 」	を	「 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 戸籍関係情報であって規則で定めるもの 」	に改め、
---	---	---	------

同表28の5の項及び29の項中

「
障害者関係情報であって規則
で定めるもの
」

を

「
戸籍関係情報であって規則で
定めるもの
障害者関係情報であって規則
で定めるもの
」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

物品購入契約の締結について

学校給食調理用備品について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市鶴間一丁目3番2号
有限会社鶴間金物店
代表取締役 西村良樹
- 3 契約金額 46,310,000円
- 4 納入場所 大和市深見西七丁目5番2号
大和市立北部学校給食共同調理場ほか3か所

令和6年6月3日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

学校給食調理用備品を購入したい必要による。

議案第47号

物品購入契約の締結について

高規格救急自動車（その1）について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市磯子区坂下町1番1号
日産神奈川販売株式会社 法人営業部
部長 大 山 隆
- 3 契約金額 21,065,000円
- 4 納入場所 大和市深見西四丁目4番6号
大和市消防本部

令和6年6月3日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

高規格救急自動車を購入したい必要による。

議案第48号

物品購入契約の締結について

高規格救急自動車（その2）について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市磯子区坂下町1番1号
日産神奈川販売株式会社 法人営業部
部長 大 山 隆
- 3 契約金額 21,065,000円
- 4 納入場所 大和市深見西四丁目4番6号
大和市消防本部

令和6年6月3日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

高規格救急自動車を購入したい必要による。

議案第49号

県央東部消防通信指令事務協議会への加入等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、本市が県央東部消防通信指令事務協議会へ加入すること等の協議について、議決を求める。

令和6年6月3日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

県央東部消防通信指令事務協議会に本市が加入すること等について、協議をしたい必要による。

県央東部消防通信指令事務協議会規約（案）

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待及び信頼に応えられる消防サービスの高度化並びに消防行財政の合理化及び効率化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、県央東部消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第3条 協議会は、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達に関する事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、県央東部消防指令センター内に置く。

2 県央東部消防指令センターの位置は、海老名市柏ヶ谷二丁目1047番地3とする。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長1人、副会長3人及び委員8人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、海老名市消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、大和市、座間市及び綾瀬市の消防長の職にある者をもって充てる。

3 会長及び副会長は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代理する。

（委員）

第9条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分は、関係市の消防長が協議により定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市の消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員が属する市の消防長に当該職員の解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）の総数の4分の1以上の者が書面で会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、あらかじめ副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、会長及び副会長等の総数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した副会長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、協議会の担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、当該事務に関する海老名市の条例、規則その他の規程（以下「海老名市事務管理条例等」という。）を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 海老名市は、海老名市事務管理条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ大和市、座間市及び綾瀬市と協議しなければならない。

3 海老名市長は、海老名市事務管理条例等が制定され、又は改廃された場合は、速やかにその旨を大和市長、座間市長及び綾瀬市長並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 大和市、座間市及び綾瀬市は、前項の負担すべき額を海老名市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 協議会の担任する事務の用に供する財産は、関係市が協議してそれぞれ取得し、設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合は、当該管理に関する海老名市の条例、規則その他の規程（以下「海老名市財産管理条例等」という。）を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、海老名市財産管理条例等の制定又は改廃について準用する。この場合において、「海老名市事務管理条例等」とあるのは、「海老名市財産管理条例等」と読み替えるものとする。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関する手続は、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(事務処理の状況の報告等)

第19条 関係市の長は、必要があると認めるときは、協議会が管理し、及び執行した事務について会長に報告させ、又は当該事務について調査視察することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継及び協議会の事務執行のために整備した財産の処分については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第21条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則 (平成23年12月27日、協議・告示)

この規約は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日、協議・告示)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日、協議・告示)

この規約中第1条の規定は令和6年7月1日から、第2条の規定は海老名市柏ヶ谷地区における住居表示の実施日から施行する。